

国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）
次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）

東京都立大学

領域リフレーミング（Arena Reframing：AR）
双対型博士人材育成プロジェクト

令和 8（2026）年度 応募要領

注：科学技術振興機構（JST）が実施している「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の制度見直しに伴い、JST-SPRING の支援により実施している「東京都立大学領域リフレーミング（Arena Reframing：AR）双対型博士人材育成プロジェクト」においても、今後制度やプログラム内容の見直しが必要となる可能性があります。今回募集する本プロジェクトは、国による制度の見直しにより、国籍や在留資格に基づく申請資格の変更、支援規模の縮小、内容の変更等の可能性があることを、予めご了承ください。

はじめに

近年、「博士課程に進学すると生活の経済的見通しが立たない」「博士課程修了後の就職が心配である」等の理由により、博士前期課程から博士後期課程等への進学者数及び進学率がいずれも減少傾向にあるなど、危機的な状況が指摘されています。そのため、①我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し、②博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進めることが急務となっています。

このような状況の中、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）は、各大学において、既存の枠組みを越えた優秀な博士後期課程学生の選抜、並びに当該博士後期課程学生が主体的に自らの研究を行い得る研究環境及び多様なキャリアパスの形成に向けた支援の提供を行い、博士後期課程の学生に対する経済的支援と研究支援・キャリアパス形成支援等を目的として、2021（令和3）年度より、科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業（以下「FS」という。）、次世代研究者挑戦的研究プログラム（以下「SPRING」という。）を開始しました。東京都立大学（以下「本学」という。）はこれら事業にいずれも採択され、これまで「「双対型」人材育成（FS-SPRING）プロジェクト」と題したプロジェクトを通じて博士後期課程学生支援を行ってまいりましたが、2023年度にFS及びSPRINGを一体化した新たなSPRING事業に採択されました。2024年度より、これまでの取り組みを継承・発展し、以下のプロジェクトを提供しています。

なお、現在JSTでは、「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」における外国人留学生への生活費相当額の支援について、見直しが進められております。今後、JSTからの方針や指示により、本応募要領に記載の支援内容が変更となる可能性がありますので、予めご留意ください。

1. 目的

東京都立大学領域リフレーミング（Arena Reframing：AR）双対型博士人材育成プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、既存の学問間の連携のあり方や既知の学際的研究領域を独自の視点から捉え直し、多くの知見が出会い生まれる「領域（アリーナ）」の創生を促すことのできる人材を育成・輩出することを目的とします。「双対型」における多視座を涵養する精神を受け継ぎながら、多視座間のコミュニケーションの先にこそ生まれ得る、先駆的な「知の領域」を立ちあげる意欲と力を持った方々の積極的な応募を期待しています。

- ◆ 領域リフレーミング（Arena Reframing：AR）とは…従来の学問領域や分野の枠組みを独自の視点でとらえなおすことで、新しい視点や考え方を取り入れることを指します（主専門分野＋多分野）。すなわち、従来の枠組みに囚われず、異なる学問領域や分野を縦横無尽に組み合わせ再構成し、その中で新たな洞察やアイデアを生み出すことを意味しています。従来の学問分野を超えて、新たな「領域（アリーナ）」の創出のために、新しい視点や発想を取り入れ組み合わせることが「領域リフレーミング」の本質です。領域リフレーミングにより、学際的な研究やイノベーションが促進されることを目指しています。

2. 内容

本学は、JST の SPRING として実施される本プロジェクトの支援を通じて、研究活動に専念して研究力の向上を図ることができる環境（「6. 経済的支援」を参照）を整備するとともに、キャリア形成支援に向けた各種プログラムを実施します。よって本プロジェクト採用学生は、研究力の向上に邁進するとともに、本学が提供する研究力強化、異分野との連携、キャリアパスの確保に向けた各種プログラム等を受講し、トランスファラブルスキルの獲得や自立的なキャリア形成に積極的に取り組むことが求められます。本プロジェクトは上記に示す教育プログラムであるという趣旨をよくご理解いただいたうえでご申請ください。

3. 対象研究科

全研究科

4. 採用予定人数（年次は 2026 年 4 月 1 日時点）

博士後期課程 1 年次：18 名程度

5. 採用期間

2026 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの最大 3 年間（標準修業年限内での支援）となります。ただし 2025 年 10 月入学（秋入学）の方については最大 2 年 6 ヶ月が支援期間となりますのでご注意ください。

（採用期間の例）

支援開始時の状態		支援期間（最大）
学年	在学期間	
博士後期課程 1 年次	0.0 年(2026 年 4 月入学)	3.0 年
博士後期課程 1 年次	0.5 年(2025 年 10 月入学)	2.5 年

6. 経済的支援

(1) 研究奨励費（生活費相当額）：年額 240 万円（月額 20 万円）

(2) 研究費（直接研究費）：年額 30 万円。別途インセンティブ経費として 0～20 万円の追加配分を行う場合があります。

なお、令和 8（2026）年度新規採用については、国の制度見直しにより、留学生等は研究費のみの支援となります（生活費相当額にあたる研究奨励費の支給はありません。）。

研究奨励費の受給対象となる学生は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 日本国籍を有する者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第二の永住者、日本人の配

偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

④ 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者のうち、将来永住する意思があると認められた者

⑤ 出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者のうち、次のいずれにも該当する者

ア 国内で出生又は 12 歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者

イ 日本の小学校、中学校、高等学校等までを卒業・修了した者

ウ 大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者

注: 科学技術振興機構(JST)が実施している「次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)」の制度見直しに伴い、JST-SPRING の支援により実施している「東京都立大学領域リフレーミング(Arena Reframing: AR)双対型博士人材育成プロジェクト」においても、今後制度やプログラム内容の見直しが必要となる可能性があります。今回募集する本プロジェクトは、国による制度の見直しにより、国籍や在留資格に基づく申請資格の変更、支援規模の縮小、内容の変更等の可能性があることを、予めご了承ください。ご申請ください。

7. 応募資格

以下の(1)のア、イのいずれかに該当し、(2)の要件を満たす者とします。

(1) 応募時点において次に掲げるいずれかに該当する者(該当する見込みである者を含む)

ア 東京都立大学大学院学則(平成 17 年度法人規則第 49 号)第 3 条第 2 項に規定する博士後期課程に 2026 年 4 月に入学を希望する者

イ 東京都立大学大学院学則(平成 17 年度法人規則第 49 号)第 3 条第 2 項に規定する博士後期課程に在学し、2026 年 4 月 1 日時点において在学期間が 12 ヶ月未満の者。ただし、休学期間(休学期間の合計が 6 ヶ月以上の場合に限る)は、在学月数には含まない。

(2) 本プロジェクトの趣旨や義務を十分に理解し、それらに同意する者

ただし、2026 年 4 月 1 日時点において、次の(3)～(8)のいずれかに該当する者は、対象外とします。

(3) 国費外国人留学生等制度による支援を受ける留学生又は東京グローバルパートナー奨学金プログラムによる支援を受ける留学生

(4) 本国からの奨学金等の支援を受ける留学生

(5) 所属機関から生活費相当額として年間 240 万円を超える給与、役員報酬又はその他の安定的な収入を得ている者^{※1}

(6) 休学中の者^{※2}

(7) 東京都立大学大学院学則(平成 17 年度法人規則第 49 号)第 15 条に規定する長期履修制

度適用者※3

(8) その他本プロジェクトの対象外となる者※4

【注意】日本学術振興会特別研究員 DC1 に申請中及び採用内定のあった学生も本プロジェクトへの申請は可能ですが、本プロジェクトとの重複受給はできないため、どちらかを辞退いただくこととなります。

※1：資格確認のために、収入に関する証明書類等の提出を求めています。

※2：現在休学中の場合、応募はできません。

※3：出産、育児、介護等の事由による長期履修制度適用者は除きます。

※4：別の公的研究費により支援を受けている者であって、当該公的研究費側に応募制限がある場合等を指します。

8. 採用学生の履行義務

本プロジェクト採用学生は、次に掲げる全ての事項を行わなければなりません。

- (1) 東京都立大学における研究活動上の不正行為に関する規則等に定める責務を果たすこと。
- (2) 本学が指定する研究倫理教育のうち指定単元を履修すること。
- (3) 事業統括が指定する本学大学院キャリア形成支援科目を履修すること※5。
- (4) 事業統括が指定する研究力向上・キャリアパスに関する講義・イベントに参加すること※6。
- (5) JST が本プロジェクトのために実施する学生交流会等の諸行事に参加すること。
- (6) 毎年度、所定の研究活動報告書を、期日までに提出すること。
- (7) 毎年度、事業統括が指定する成果報告会にて年次報告を行うこと。
- (8) 最終年度を除き毎年度、外部メンターとの面談を行うこと。
- (9) ジョブ型研究インターンシップのシステムに登録すること。
- (10) 文部科学省科学技術・学術政策研究所（NISTEP）の博士人材データベース（JGRAD）に登録すること。
- (11) 本学及び JST が実施する各種調査に協力すること。
- (12) 本学及び JST が実施する博士課程修了後の追跡調査に協力すること※7。
- (13) JST に連絡可能なメールアドレスを提供すること。

※5、6：事業統括指定の科目、講義及びイベントの詳細は、改めて採用者ガイダンス時に説明します。

※7：本プロジェクトは、JST からの助成により実施しているため、支援期間終了後 10 年程度、就職等の追跡調査を行うこととなっています。支援期間終了後にも連絡することがありますので、連絡先のメールアドレスが変更になった場合は必ず事務局へご連絡ください。

9. 採用学生への推奨事項

本プロジェクト採用学生は、次に掲げる事項について、積極的に対応することが推奨されます。

- (1) 最終年度を除き毎年度、次年度採用分の独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「特別研究員」という。）DC2 への申請を行うこと※8。
- (2) 論文の投稿、学会等への参加、発表を行うこと。
- (3) 海外への研究留学活動や研究インターンシップ活動を行うこと。
- (4) 学内外のキャリア・トランスファラブルスキル獲得のためのイベント等に参加すること。
- (5) 異分野融合に係る各種活動を積極的に実施すること。

※8：特別研究員 DC2 に採用内定となった場合には、本プロジェクトとの重複受給はできないため、どちらかを選択いただくこととなります。

10. 採用取消等

- (1) 本学学生の身分を失った場合（博士後期課程への入学辞退を含む。）
- (2) 本学を休学した場合（出産、育児、傷病、留学等を除く。）※9
- (3) 大学院学則に基づき懲戒処分を受けた場合
- (4) 特別研究員の身分を有した場合
- (5) 国費外国人留学生等制度又は東京グローバルパートナー奨学金プログラムにより受け入れる留学生のいずれかの制度による奨学金等の支援を受ける場合
- (6) 留学生として本国から奨学金等による支援を受ける場合
- (7) 上記(4)から(6)以外の重複受給不可とされている奨学金等受給生となった場合
- (8) 年間 240 万円を超える給与、役員報酬又はその他の安定的な収入を得る場合
- (9) 「8. 採用学生の履行義務」に定める義務を履行しなかった場合又は「8. 採用学生の履行義務」に定める指定の研究活動報告書により、研究活動の履行状況が不十分と認められた場合
- (10) 東京都立大学研究費の不正使用防止に関する規則（平成 19 年度法人規則第 11 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する研究費の不正使用又は東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（平成 19 年度法人規則第 68 号）第 2 条第 1 項第 2 号及び第 6 号に規定する不正行為等があったと認められた場合
- (11) 正当な理由なく必要な連絡、報告、手続きを怠る等、円滑な運営に支障をきたす行為が認められた場合
- (12) その他学長が採用学生として適当でないと認めた場合

なお、研究奨励費の支給等を受けるまでの間又は支給期間中に、上記のいずれかに該当した場合は、採用学生の資格を取り消し、既に支給した研究奨励費及び研究費の一部又は全部の返還を求めることがあります。

※9：出産・育児・傷病・留学等で、学生が研究を継続することが困難になり休学した場合に、個

別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等を行うことも可能とします（ただし原則2年を上限とします）。

11. 選考方法

以下の(1)の審査を行い、(1)の通過者のみ(2)の審査を実施し、合議審査により採否を決定します。

- (1) 書類審査：選考申込書による書類審査
- (2) 面接審査：自身の研究及び今後の計画、キャリア等を含むプレゼンテーション・質疑応答

12. 選考基準

- (1) 学術研究を独創的に遂行することができるか。
- (2) 異分野融合（隣接諸分野の横断・連携を含む）を志向する姿勢があるか。
- (3) 学術研究の公共的な価値を熟考しているか。
- (4) 他者（専攻分野及び異分野の学生・教員・企業人を含む）と協調して主体的に問題解決に取り組むことができるか。
- (5) 博士号取得後の将来像を描いているか。
- (6) 研究領域を主専門と多分野の両軸で捉え直そう（考え直そう）としているか。

13. 応募手続き

- (1) 募集期間

2025年10月28日（火）～11月14日（金）12：00（正午）（日本時間）【締切厳守】

- (2) 応募書類

①、②の様式は、以下のURLよりダウンロードして作成してください。

URL：<https://research-miyacology.tmu.ac.jp/human-resources-support/student-recruitment/>

- ① 選考申込書

② 同意書※¹⁰：応募者は、応募前に必ず指導教員に同意書の作成を依頼し、応募者本人が選考申込書と一緒に提出してください。なお、同意書の提出がなされない場合は、採用内定の取消となる場合があります。

- (3) 応募方法

以下の応募フォーム（外部リンク・LoGo フォーム）によりご応募ください。

応募フォーム：<https://logoform.jp/form/8NJ9/1268897>

応募フォーム入力にあたっては、LoGo フォームへのアカウント登録が必須となります。

なお、本プロジェクトと次世代 AI を志向した AR 双対型博士人材育成プロジェクトへの重複申請は可能です。重複申請される場合は、いずれかのプロジェクト応募時に一度のみアカウント登録を行っていただき、それぞれの応募フォームからご応募ください。LoGo フォームについては、別紙「オンライン申請操作手順」をご確認ください。

(4) 応募書類提出方法及び提出先

応募フォーム※11へ入力後、「①選考申込書」及び「②同意書」をアップロード※12し、送信してください。送信後に返信メールが届かない場合は、事務局まで個別にご連絡ください。

なお、通知メールは、LoGo フォームのアカウント登録時に設定したメールアドレス宛に、**no-reply@logoform.jp** から送信されます。このアドレスからのメールを受信できるよう、事前に受信設定を行ってください。

※10：同意書は、指導教員（2026 年 4 月 1 日からの指導教員）に作成を依頼してください。審査において、審査委員が「2. 指導教員の所見」に記載の情報を必要に応じて参照する取扱いとします。

※11：応募フォームの入力項目（以下）についても審査に必要な情報として取り扱います。

アカウント登録時に必要な項目

- ◆ 氏名
- ◆ フリガナ
- ◆ 住所
- ◆ メールアドレス
- ◆ 性別
- ◆ 生年月日

応募フォームへの入力項目

- ◆ ローマ字氏名
- ◆ 現在の学修番号 ※ない場合は記入不要
- ◆ 現所属大学・研究科・専攻（学域）
- ◆ 現在の学年
- ◆ 2026 年 4 月 1 日時点での所属（予定）研究科
- ◆ 2026 年 4 月 1 日時点での学年
- ◆ 博士後期課程における休学期間の有無（ありの場合、休学期間を明記）
- ◆ 博士後期課程の修了時期（予定）
- ◆ 自宅電話番号
- ◆ 携帯電話番号
- ◆ 指導教員の氏名
- ◆ 指導教員の所属研究科・専攻（学域）
- ◆ 指導教員のメールアドレス
- ◆ 2025 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間に企業等から生活費相当額（240 万円）を超える収入の有無（見込みを含む）
- ◆ 2026 年度採用分日本学術振興会特別研究員（DC）採用状況
- ◆ 長期履修制度適用の有無（ありの場合、事由を明記）
- ◆ 卓越大学院プログラム受給の有無
- ◆ 応募時点での留学の種別
- ◆ 留学生に対する奨学金受給の有無、奨学金名
- ◆ 国籍・在留資格
- ◆ 研究課題名
- ◆ 本プロジェクトへの同意確認

※12：応募者は、「①選考申込書」及び「②同意書」を PDF ファイルに変換してアップロードしてください。「①選考申込書」「②同意書」のファイル容量は 10MB 以内とし、ファイル名はそれぞれ以下のとおりとしてください。

① 「学修番号（半角数字）_研究科名_応募者氏名_01 選考申込書.pdf」

（例：24111111_理学研究科_都立太郎_01 選考申込書.pdf）

② 「学修番号（半角数字）_研究科名_応募者氏名_02 同意書.pdf」

（例：24111111_理学研究科_都立太郎_02 同意書.pdf）

学修番号は現在のもを記載してください。なお、本学学生以外の者は、「学修番号」は不要とし、2026 年 4 月 1 日より所属予定の研究科名をご記載ください。

（例：理学研究科_都立太郎_01 選考申込書.pdf）としてください。

【留意事項】

- ・応募フォームは一度しか送信できませんので、ご注意ください。受付終了後の応募書類の差し替えはできませんので十分確認のうえ、ご提出願います。

14. 申込後の採用スケジュール・通知日

本プロジェクトの今後のスケジュールは以下のとおりです（予定は変更になることがあります）。

実施期間	項目
2025 年 10 月 28 日（火）～11 月 14 日（金）（正午）	応募受付
2025 年 11 月 15 日（土）～12 月 8 日（月）	書類審査
2025 年 12 月 19 日（金）頃	面接審査通知※13
2026 年 1 月 11 日（日）	面接審査：プレゼンテーション及び質疑 応答 （対面実施・南大沢キャンパス）
2026 年 1 月下旬	採否結果通知
2026 年 2 月初旬	誓約書提出
2026 年 3 月下旬	口座登録依頼書等提出
2026 年 4 月	採用者ガイダンス

※13：書類審査通過者にのみ、面接時間を通知します（通知は、LoGo フォームアカウント登録時に設定したメールアドレス宛に no-reply@logoform.jp から送信されます。）。

なお、面接審査日時の変更は、いかなる理由でも受け付けません。

15. 指導教員の協力等

本プロジェクトにおいては、指導教員に以下の協力を求めます。応募にあたっては、必ず事前に以下について確認してください。

- （1）毎年度事業統括の指定する成果報告会に指導教員として出席していただきます。

- (2) 学生がジョブ型研究インターンシップに登録することについて承知いただきます。
- (3) 学生が研究力向上やキャリア開発・育成コンテンツ科目の受講や活動を行うことについてご理解いただきます。

16. 採用者ガイダンス

本プロジェクト採用学生へのガイダンスを行います。ガイダンスの詳細は採用学生にメールにて通知します。

17. 応募に関する注意事項

- (1) 応募手続完了後は、どのような事情があっても、入力事項及び書類の変更は認めません。
- (2) 応募手続等について変更があった場合は、本学の総合研究推進機構 HP (<https://research-miyacology.tmu.ac.jp/>) 及び LoGo フォームから通知します。
- (3) 審査に係る各種通知（面接審査や選考結果）は、LoGo フォームを通じて行います。選考結果通知等、ダウンロードが必要な書類については、各自ダウンロードしてください。
- (4) 応募にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①選考(申請処理、選考実施)、②採用者発表、③採用手続業務を行うために利用することがあります。また、同個人情報、採用者のみ、①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(就職支援等)、③本プロジェクト関係に関する業務（研究力向上、キャリア支援、教育工学的視点からのプロジェクト評価改善等）を行うために利用することがあるとともに、文部科学省、JST に提供することがあります。
- (5) 本プロジェクトの採用学生となった場合、透明性確保の観点から所属や氏名、研究課題名等は公表されることがあります。
- (6) 応募書類における記載内容について虚偽の記載をした者は、採用後においても遡って採用を取消すことがあります。

18. 経済的支援に関する注意事項

- (1) 研究奨励費は税法上「雑所得」として扱われるため所得税、住民税の課税対象となりますので、毎年度採用学生自身による確定申告が必要となります。確定申告の方法については、国税庁のホームページを参照してください。
- (2) 研究奨励費は税法上雑所得として扱われること等を扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。また、所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署に問い合わせてください。
- (3) 本プロジェクトにおいては、採用学生と本学との間に雇用関係は生じませんので、社会保険等は採用学生自身による手続き・管理が必要となります。具体的な手続きについては、居住する市（区）役所又は町村役場に問い合わせてください。

- (4) 令和4年度財務省予算執行調査において行われた「博士課程学生への経済的支援」に係る調査結果において、「できるだけ多くの博士課程学生に支援が行き渡るようにすべき」との指摘を踏まえ、大学院博士課程で第一種奨学金の貸与を受けている者が、JSTが実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」(※FS)、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」(※SPRING)又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(BOOST)次世代AI人材育成プログラム(博士後期課程学生支援)」による支援を受ける場合は、「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」における返還免除認定の対象外とすることとしました。そのため、令和5年度以降に第一種奨学生として採用された者で本プロジェクトによる支援を受けた者は、併給は可能ですが、「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」における返還免除認定の対象外となります。

(独立行政法人日本学生支援機構 HP より抜粋: <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/seidogaiyo/choufukukinshi.html>)

19. その他注意事項

- (1) 本プロジェクトはJSTからの助成により実施するため、支援内容についてはJSTの方針あるいは指示により変更になる可能性があります。
- (2) 履行義務確認において、採用学生本人と連絡が取れない場合に、指導教員あてに連絡することがあります。
- (3) 本プロジェクト及び次世代AIを志向したAR双対型博士人材育成プロジェクトは重複申請可能ですが、いずれにも採用された場合は、次世代AIを志向したAR双対型博士人材育成プロジェクトが優先されます(応募者ご自身で選ぶことはできません)。
- (4) 本プロジェクト採用学生決定後に辞退を申し出た者がいた場合は、今回の不合格者のうち次点者を繰上げることがあります。
- (5) 大学独自支援として実施する「みやこ MIRAI (Motivating Integrated young Researchers towards Adaptive intelligence Initiative: MIRAI) プロジェクト」の申請受付を2026年2月頃に予定しております。本プロジェクトに採用され、かつ申請要件を満たしている場合は、「みやこ MIRAI プロジェクト(区分2)」の対象となり、経済的支援を受けることができます。また、本プロジェクトに採用されなかった場合でも、一定の申請要件を満たしていれば、「みやこ MIRAI プロジェクト(区分1)」の支援対象となります。ただし、「みやこ MIRAI プロジェクト」への申請は、別途申請手続きが必要です。

なお、みやこ MIRAI プロジェクトへの申請要件の一つとして「採用年度が翌年度となる以下いずれかに申請していること」がありますので、ご注意ください。

- 1) 日本学術振興会特別研究員 DC1
- 2) AR 双対型博士人材育成プロジェクト
- 3) AI-AR 双対型博士人材育成プロジェクト

その他の詳細については、2026年2月頃公開予定の「みやこ MIRAI プロジェクト申請要領」をご確認のうえ、期日までにご申請ください。

20. 問い合わせ先

お問い合わせは、以下東京都立大学博士人材支援室事務局（公募専用）メールアドレスへ御連絡
ください。

事業統括：堀田 貴嗣

理学研究科・物理学専攻・教授

副学長（研究・情報・都連携担当）

総合研究推進機構長/博士人材支援室長

東京都立大学博士人材支援室事務局（公募専用）：

E-Mail：soutsui_entry■jmj.tmu.ac.jp（■を@に変更してください）

TEL：042-677-1111(内線：5665・5676・5685・5670)

以上